

喜多方市教育振興基本計画

地域を支え未来を拓く 人づくりプラン

平成29年度 ▶ 平成38年度



喜多方市教育委員会

喜多方市教育振興基本計画

「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」の策定にあたって

平成18年1月に5市町村の合併により誕生した本市は、平成28年度を目標年次とする総合計画を策定し、体系的な施策を展開してきたところであり、教育委員会においては、総合計画に基づく施策展開とともに、平成23年度に郷土の先人の教えをベースとした「喜多方市人づくりの指針」を策定し、なかよくたくましく生きる児童生徒の育成、未来を拓く喜多方人の育成に力を入れて取り組んできました。

この度、本市では総合計画の最終年次である平成28年度を迎えたことにより、本市の更なる飛躍を目指していくため、今後10年間のまちづくりの指針となる新たな総合計画として「きたかた活力推進プラン」を策定したところであります。

教育委員会では、本市教育の更なる振興を図り、地域社会を支え本市の未来を拓いていく人材の育成に邁進していくため、本市においては初めてとなる教育基本法に基づく教育振興基本計画として、「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、政府が策定した第2期教育振興基本計画に示されている教育行政の基本的方向や今後の社会の方向性などを参酌するとともに、福島県が策定した第6次福島県教育総合計画を踏まえ、本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」との整合性を図りながら、本市の実情に応じた教育振興策の基本的な計画となるようにいたしました。

本計画では、「まちづくりは人づくり」の考えのもと、育成すべき人材の姿を基本理念に据えて、学校教育、生涯学習、歴史・文化・芸術の各分野において、人材育成として目指すべき基本目標を掲げ、その実現に向けた施策展開の方針と目標、重点的に取り組む施策を示しています。

本市の子どもたちと市民の皆様が、自分に誇りを持ち、自然や歴史・文化に恵まれた郷土を愛し、自立しながらも地域の絆を大切に、共に力強く生きていく力を身につけられるよう、本市の教育振興策に取り組んでまいりますので、市民の皆様には教育への関心をより高めていただき、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご審議をいただいた喜多方市教育振興基本計画審議会委員の皆様、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様に御礼と感謝を申し上げ、計画策定にあたってのあいさつといたします。

平成29年3月

喜多方市教育委員会教育長 芳賀忠夫

目 次

第1章 序論..... 1

- 1 計画策定の背景と趣旨..... 1
 - (1) 社会情勢と教育問題..... 1
 - (2) 国・県における教育の振興策..... 1
 - (3) これまでの本市における教育の方向性..... 2
 - (4) 本市の教育振興基本計画策定の趣旨..... 3
- 2 計画の位置付け..... 3
- 3 計画の期間..... 3

第2章 現状と課題..... 4

- 1 学校教育..... 5
 - (1) 学力向上対策..... 5
 - (2) 心の教育..... 7
 - (3) 学校保健・体育の充実..... 9
 - (4) 教育活動の基盤づくりや環境づくり..... 10
 - (5) 学校施設の整備..... 11
- 2 生涯学習・スポーツ..... 12
 - (1) 生涯学習の推進..... 12
 - (2) 生涯スポーツの推進..... 14
 - (3) 青少年の健全育成..... 16
- 3 文化芸術..... 17
 - (1) 文化芸術の振興..... 17
 - (2) 文化芸術活動への支援..... 18
- 4 文化財..... 19
 - (1) 歴史文化等の保全と活用..... 19
 - (2) 伝統文化・歴史の継承と郷土資料の活用..... 21

第3章 基本理念と基本目標..... 22

- 1 基本理念..... 22
- 2 基本目標..... 23

第4章 施策の展開 24

1 基本目標ごとの施策の展開	24
基本目標Ⅰ 全ての子どもの「生きる力」を育む	24
(1) 施策展開の方針	24
(2) 施策目標	24
(3) 重点的に取り組む施策	25
(4) 指標と目標値	29
基本目標Ⅱ 生涯学習活動への主体的な実践力を育む	30
(1) 施策展開の方針	30
(2) 施策目標	30
(3) 重点的に取り組む施策	31
(4) 指標と目標値	33
基本目標Ⅲ 歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む	34
(1) 施策展開の方針	34
(2) 施策目標	34
(3) 重点的に取り組む施策	34
(4) 指標と目標値	36
2 施策の体系図	37

第5章 計画の実現に向けて 39

1 市民への周知とニーズの把握	39
2 各種機関・団体等との連携の強化	39
3 重点事業の実施と財源の確保	39
4 計画の進行管理	39

資料編 40

喜多方市教育振興基本計画策定の主な経過	40
喜多方市教育振興基本計画諮問書	41
喜多方市教育振興基本計画答申書	41
喜多方市教育振興基本計画審議会条例	42
喜多方市教育振興基本計画審議会委員	43
喜多方市教育委員会 教育長・委員	44
喜多方市教育振興基本計画策定作業部会設置要綱	44
喜多方市教育振興基本計画策定作業部会構成員	45

第1章 序 論

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会情勢と教育問題

我が国では、人口減少と少子高齢化の進行、国際化や高度情報化の進展、科学技術の進歩などにより社会情勢は急激に変化しており、それに伴い個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。

さらに、経済や雇用環境など厳しい情勢にある中、家庭や地域社会の教育力の低下が懸念されており、子どもたちの学力低迷をはじめ、規範意識や道徳心の低下、基本的な生活習慣の乱れ、いじめや不登校など、教育の分野においても様々な問題が顕在しています。

(2) 国・県における教育の振興策

国においては、平成18年に教育基本法を改正し、今日求められる教育の目的や理念などを定めるとともに、国と地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しており（資料①）、平成25年には今後の社会の方向性として「自立・協働・創造の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げた第2期教育振興基本計画を策定しました。（資料②）

さらに、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新しい教育委員会制度となりました。

福島県では、平成21年度に第6次福島県教育総合計画を策定しましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興や総合計画「ふくしま新生プラン」等に対応するため、平成24年度に同計画を改定し、それ以降は毎年度アクションプランを策定して取組を進めています。

（資料①）

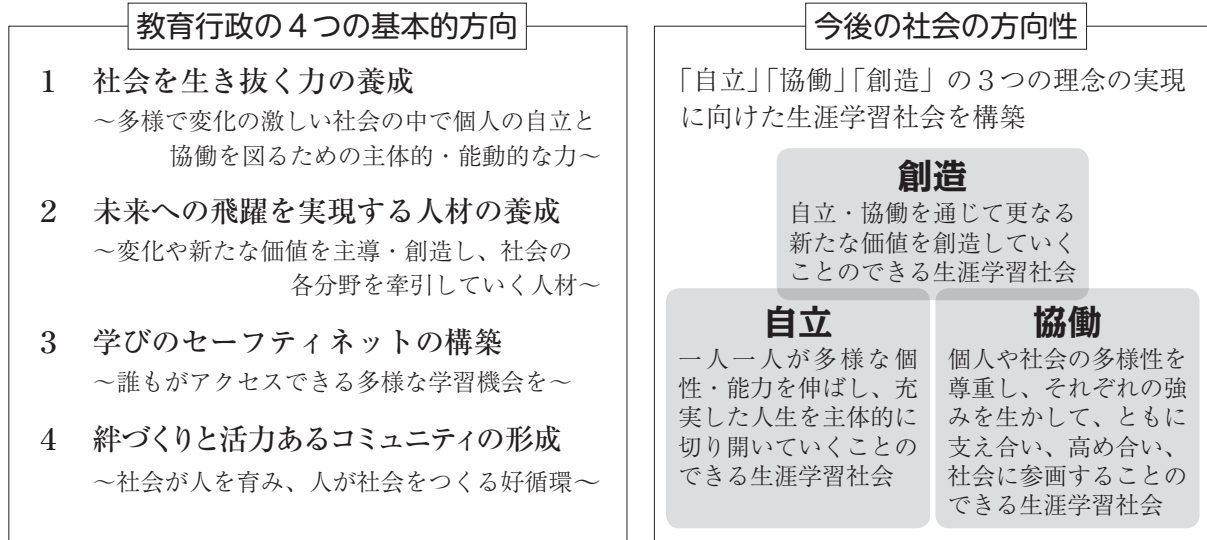
教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(資料②)

第2期教育振興基本計画の概要



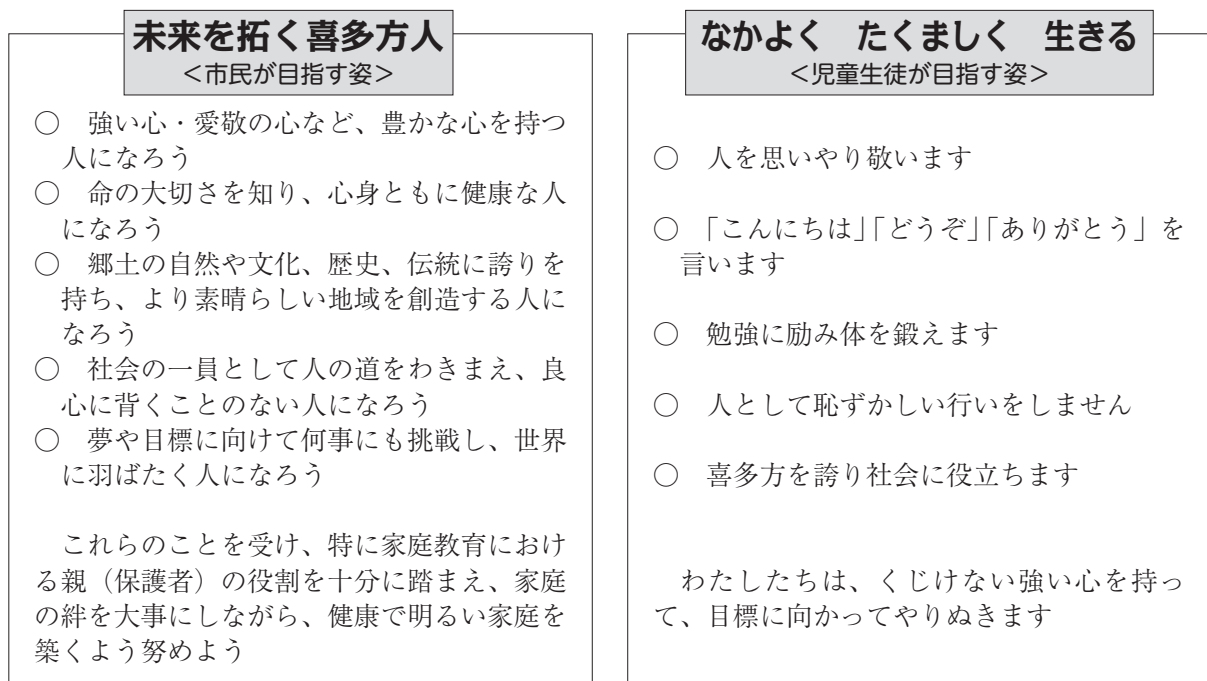
(3) これまでの本市における教育の方向性

平成18年1月に1市2町2村が合併して誕生した本市では、平成28年度を目標年次とする市の総合計画に基づき各種施策を展開してきたところであり、教育委員会においても課題の解決と更なる教育の振興を目指し、心を豊かにする生涯学習の推進、特色ある学校教育の推進など、地域性を活かしながら特色ある事業に取り組んできました。

また、本市では「まちづくりは人づくり」という考え方のもと、誇りをもって共に生きる力を備えた人材を育成していくため、平成23年度に「喜多方市人づくりの指針」(資料③)を策定し、「未来を拓く喜多方人」という市民が目指す姿と「なかよく たくましく 生きる」という児童生徒が目指す姿を示し、それを実現するための努力目標を掲げ、家庭や学校、地域においてその推進に努めてきました。

(資料③)

喜多方市人づくりの指針



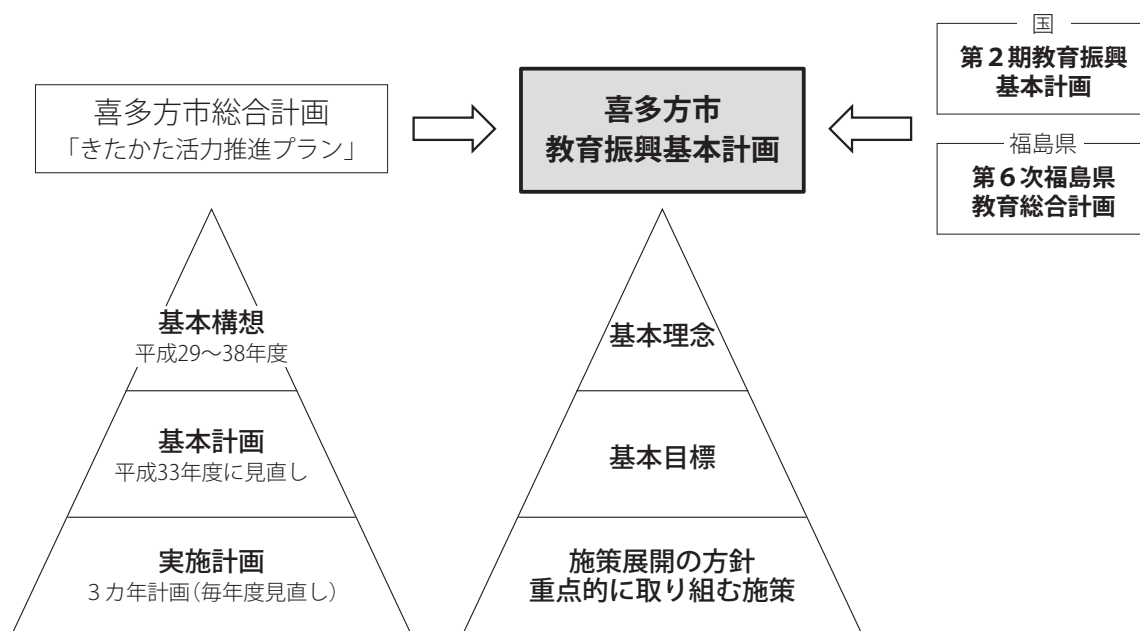
(4) 本市の教育振興基本計画策定の趣旨

本市では、平成29年度から平成38年度までを期間とする新たな市の総合計画「きたかた活力推進プラン」を策定し、今後10年間にわたり本市の更なる発展に向けて体系的な施策の展開を図っていくこととしており、教育委員会においても、この新たな市の総合計画に基づき教育の振興策に取り組んでまいります。

この教育振興策を推進するにあたり、本市の現状と課題を把握し、地域性を十分活かしながら、子どもたちや市民が願っている教育を実現させるため、教育振興策の基本的な計画として教育振興基本計画を策定することとしたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項（P.1資料①参照）に基づき、政府が定めた教育振興基本計画を参酌し、第6次福島県教育総合計画を踏まえ、本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」との整合性を図りながら策定するものであり、本市の総合計画を推進する教育分野の個別計画として、本市の教育を振興するための基本理念と基本目標を掲げ、施策展開の方針と重点的に取り組む施策の内容、その達成目標を明らかにするものです。



3 計画の期間

本計画は、本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」との整合性を図るため、平成29年度を初年度とし平成38年度を目標年次とする10年間の計画とします。

また、市の総合計画の見直しや社会情勢の変化が考えられることから、それらに対応するため、計画期間内において柔軟に本計画の見直しを行うものとします。

第2章 現状と課題

本市は、平成28年度を目標年次とする市の総合計画に基づき、将来の都市像に掲げた「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市」の実現に向け体系的な施策を展開してきました。しかしながら、この間にも人口減少と少子高齢化は進行し、合併時に5万6千人を超えていた人口は5万人を割り込み、高齢化率も合併時の29.4%から平成27年の国勢調査では33.8%と高くなってきています。(資料④参照)

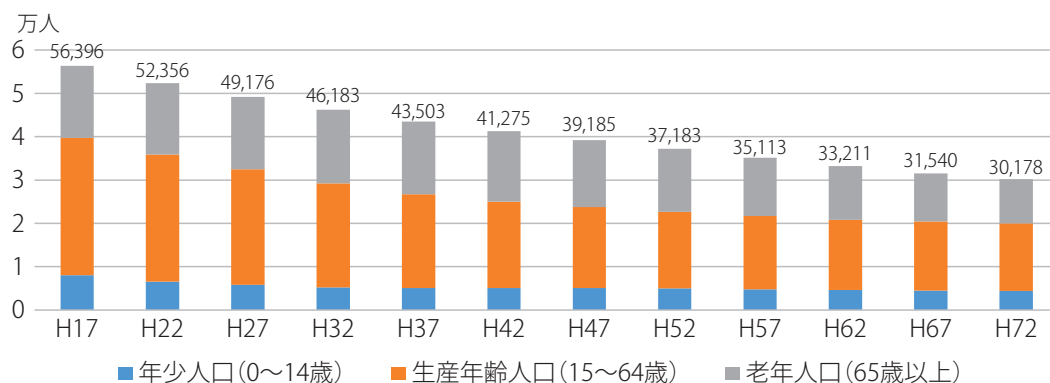
小中学校の児童生徒数は合併直後には5,000人を超えていましたが、平成28年度には約3,600人まで減少しており、複数の小学校において複式学級が出現するなど、人口減少と少子化の進行は教育の分野にも大きな影響を及ぼしています。(資料⑤参照)

このような状況において、平成29年度からは、新たな市の総合計画「きたかた活力推進プラン」のもと各種施策に取り組んでいくこととなりますが、将来にわたり活力ある持続可能な地域社会を維持していくため、教育委員会では学校教育や生涯学習による人材育成及び文化芸術の振興は重要な課題です。

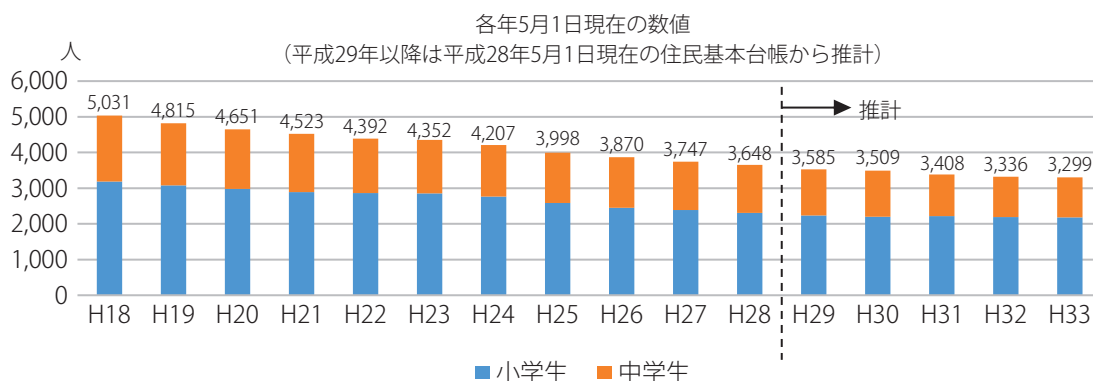
さらには、少子化に対応した活力ある学校づくりとともに、学校施設、社会教育施設、社会体育施設、文化芸術施設の改修・改築及び環境美化のための整備を行い、それら施設を効率よく有効に活用していくことも大きな課題です。

本章では、「学校教育」「生涯学習・スポーツ」「文化芸術」「文化財」の分野に区分し、これまでの主な取組を踏まえ現状と課題を整理しました。

(資料④) 喜多方市長期人口ビジョンによる将来展望人口



(資料⑤) 小・中学校児童生徒数の推移



1 学校教育

本市の学校教育の分野においては、「学力向上対策」「心の教育」「学校保健・体育の充実」「教育活動の基盤づくりや環境づくり」「学校施設の整備充実」を核とした施策に取り組んできました。

(資料⑥) 喜多方市立小・中学校の状況 (平成28年5月1日現在) 単位：人

学 校 名	児童生徒数	学級(普通)	特別支援学級	学 校 名	児童生徒数	学級(普通)	特別支援学級
第一小学校	431	16	2	姥堂小学校	43	4	
第二小学校	372	12	2	駒形小学校	76	6	1
松山小学校	161	8	1	山都小学校	129	6	1
上三宮小学校	51	5		高郷小学校	68	6	1
第三小学校	97	6		小学校 計	2,309	120	12
関柴小学校	125	6		第一中学校	297	10	1
熊倉小学校	69	5		第二中学校	347	12	1
豊川小学校	127	6	1	第三中学校	257	9	1
慶徳小学校	67	6		会北中学校	58	3	
熱塩小学校	45	5		塩川中学校	272	9	2
加納小学校	66	5	1	山都中学校	66	3	1
堂島小学校	74	6		高郷中学校	42	3	
塩川小学校	308	12	2	中学校 計	1,339	49	6

※ 上三宮、熊倉、熱塩、加納、姥堂の各小学校には、複式学級が存在します。

(1) 学力向上対策

① わかる・できる授業づくり

学力向上対策については、子どもたちが“わかる・できる授業づくり”を目指し、基本的学習習慣の形成と基礎学力の定着、考える力の育成、家庭学習の習慣化を図ってきました。

平成27年度に本市教育委員会が実施したアンケート調査によると、「授業がわかる・楽しい」と肯定的に回答した児童生徒は、小学校が93%、中学校では83%となっています。(資料⑦参照)

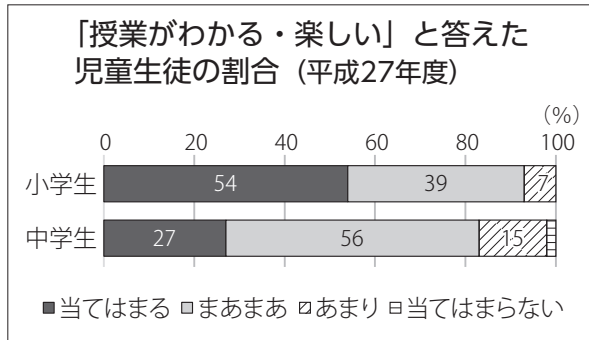
平成27年度までの過去5年間の全国学力・学習状況調査では、知識理解力は全国平均値と同等で、活用力は全国平均値を下回っている結果でありましたが、中学校の国語と数学に改善が見られます。また、「決められた時間、家庭学習に取り組む」「進んで発表する」「自主学習に取り組む」「粘り強く解決している」など、学習意欲や態度についても全国平均値を下回っていました。

学力テストによる標準偏差値の結果をみると、小学6年生時と中学1年生時における成績格差である、いわゆる中1ギャップは改善されてきましたが、学年が上がるごとに知能偏差値から期待される標準学力偏差値が下回っている、いわゆるアンダーアチーバーが増加しています。(資料⑧参照)

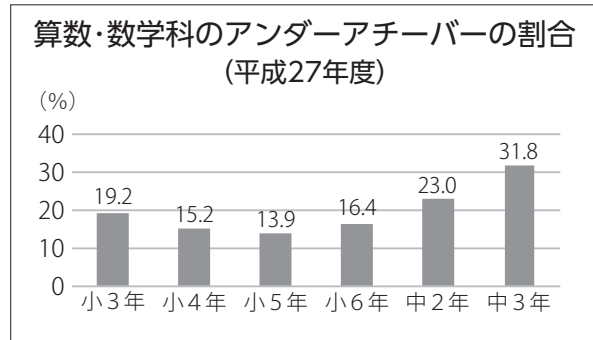
幼児、小学生、中学生の発達段階や学びの連続性を大切にし、個に応じた指導、わかる・できる授業づくりを充実させることにより、生きる力の基となる基礎的な資質・能力の育成が課題です。

さらに、社会のグローバル化が進む今日において、多様な価値観や社会的要請に対応できる資質能力の育成が課題です。

(資料⑦)



(資料⑧)



② 幼児教育の充実

平成27年度まで市内には市立幼稚園が10園あり、幼稚園と小学校の合同研修会や園児と小学生の交流会の実施、小学校との連携を深めるためのカリキュラム作成などを行い、幼児教育の充実と小学校との連携強化を図ってきました。

平成28年度から市立幼稚園は認定こども園^{※1}へと移行しており、平成29年度には全ての市立幼稚園が認定こども園へと移行することとなります。

今後とも、幼児教育と小学校教育との連続性を重視し、認定こども園と小学校との連携を強化していくことが課題です。

※1 「認定こども園」とは、就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供する施設で、認可幼稚園と認可保育所が連携する幼保連携型、認可幼稚園が保育所機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園機能を備える保育所型などのタイプがあり、本市では幼保連携型の市立認定こども園が10施設あり、市保健福祉部こども課が所管しています。

(資料⑨) 喜多方市立認定こども園（平成29年2月1日現在） 単位：人

こども園名	園児数	定員	こども園名	園児数	定員
第一こども園	73	90	駒形こども園	59	70
第二こども園	58	80	堂島こども園	69	70
第三こども園	66	60	姥堂こども園	59	55
第四こども園	33	80	山都こども園	72	100
すぎっここども園	30	45	高郷こども園	48	50
			計	567	700

③ 特別支援教育の充実

特別支援教育では、個別の教育支援計画や個別の指導計画による指導、学校生活支援員等の効果的な活用、さらには教育支援委員会の機能充実を図ってきたところ、関係機関との連携が深まり、一人一人の実態に応じた指導が展開できるようになりました。

今後は、インクルーシブ教育^{※2}の考えを基盤に、特別支援教育の在り方を実践的に研究するとともに、教育委員会の相談体制を一層充実させ、家庭や医療・相談機関等との

連携を深めていく必要があります。

※2 「インクルーシブ教育」とは、障がいのある子どもを含むすべての子どもに対し、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育のことです。

④ 教職員の指導力向上

教職員の指導力向上が必要であることから、学力向上プロジェクト事業を立ち上げ、各種研修会を充実させるとともに、各学校が行う教職員研修を支援してきました。

取組についてのアンケート調査結果によると、「指導の工夫・改善」の項目の自己評価に高まりがみられ、教師の指導力向上に成果があったものと考えます。

このことは、特に中学校教員に顕著に表れており、平成27年度までの過去5年間をみると、全国学力・学習状況調査の国語と数学において、知識・技能の定着と活用力の双方に向上の傾向が見られます。

今後は、児童生徒を理解する力、発達段階や学級集団の実態等に応じた指導技術など、教師の指導力をさらに向上させ、児童生徒の実態に応じた授業の質的改善を図ることが課題です。

(2) 心の教育

① 心の教育の充実

心の教育を充実させるため、「喜多方市人づくりの指針」(P.2資料③参照)を活かした豊かな心を育む道德教育と情操教育の推進、さらには読書に親しむ機会の拡充、小学校農業科での直接体験学習を重視した取組を実施してきました。

いじめや暴力などの問題行動は、全国と比べ非常に少ない傾向にあり、特に本市の自然環境や文化を活かした農業科の学習活動では、思いやりや社会性、共生を育んでおり、今後も農業科学習を充実させることが重要です。

また、保護者の価値観の多様化や家庭教育力の低下などから、教育相談体制の更なる充実や「特別な教科としての道德（道德科）」を充実させる必要があります。



思いやりや社会性を育む小学校農業科学習

② 生徒指導の充実

子どもの自己指導能力を育成するため、一人一人のよさを生かし自己実現を図る生徒指導、基本的生活習慣の形成、好ましい学級集団づくり、いじめ・不登校の早期発見と早期対応について組織的に取り組んできました。

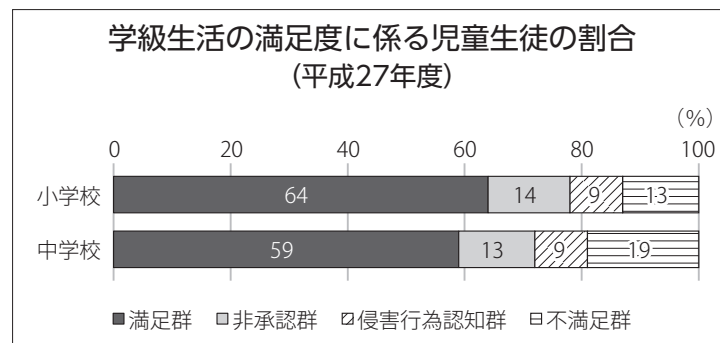
平成27年度のQ-U^{※3}において、学級生活に満足（リレーションとルール^{※4}に肯定的な回答）している児童生徒の割合は、小学校平均で64%（全国平均39%）、中学校で59%（全国平均37%）であり（資料⑩参照）、認め合う態度や規範意識が育まれています。

今後は、一定規模の集団の中で切磋琢磨し、社会の変化に対応できるたくましさを持ち、住みよい社会づくりのために、互いのよさを認め合い高め合う資質を身に付けた子どもの育成が課題です。

※3 「Q-U」とは、楽しい学校生活を送るために実施するアンケート形式の標準化された心理テストであり、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「居心地のよいクラスにするためのアンケート」で構成されており、学級づくりに生かせる心理テストです。

※4 「リレーション」とは、友だちと安心して本音を言い合えるような人間関係のことであり、「ルール」とは、集団で安心して生活するための基本的なルールのことです。

（資料⑩）



③ キャリア教育^{※5}の充実

望ましい勤労・職業観の育成や自分の生き方を考えさせるキャリア教育を充実させるため、特別活動等で人間関係形成・社会形成能力などの基礎的能力を育成するとともに、夢を抱く進路指導の充実に努めてきました。

平成27年度の調査においては「自分にはよいところがある」と思っている小学生は31%、中学生は24%で、全国平均値と比べるとそれぞれ5ポイント、3ポイント低い状況でした。

今後も、勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成を図るとともに、自己肯定感を高めながら、人としてよりよく生きようとする意志や態度を身に付けた子どもの育成が課題です。

※5 「キャリア教育」とは、望ましい勤労観や職業観、職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育です。



保育所での職場体験

(3) 学校保健・体育の充実

① 体力・運動能力の向上

運動能力を向上させるため、運動課題に基づいた授業の実施や体力づくりの日常化、運動好きな子どもの育成に取り組んできました。

平成27年度の本市の体力テスト結果では、50メートル走、持久走、ボール投げ、上体起こし、握力など8種類の項目がある中で、全国平均値から見るとまだ低く、特に中学校では50メートル走、持久走、上体起こしなど6種目で全国平均を下回っており、体育の授業にとどまらず、生涯スポーツに取り組む態度について、日常生活の中で育んでいく必要があります。

② 健康教育の充実

健康な心身を育成するため、家庭及び中学校区保健委員会と連携した健康教育の推進や、食育と学校給食の充実に取り組んできました。

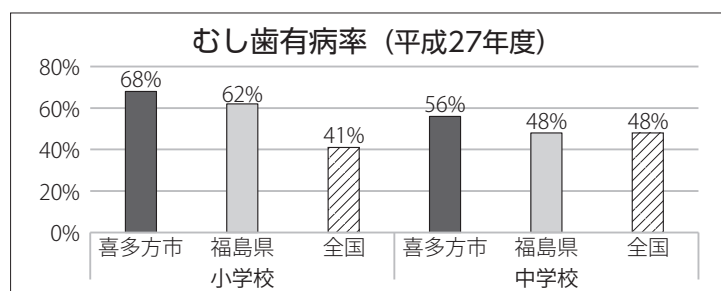
平成27年度の調査では、むし歯処置完了率は全国平均値より15ポイント以上高いものの、むし歯有病率は小・中学校ともに全国平均値より高く（資料⑪参照）、肥満傾向児の出現率については、全ての学年で全国平均値を上回っていました。

これらのことから、今後とも保護者や関係機関と連携し、むし歯の予防対策や肥満防止指導を充実させていくことが必要です。

学校給食については、食育全体計画の策定や関係機関・団体と連携を図ったことなどにより、食物アレルギーへの対応や地場農産物の導入など、安全・安心を確保しながら本市の特色ある給食を実施することができました。

また、学校給食については、調理員の退職に伴い、一部の学校や共同調理場において調理業務に限り民間委託としましたが、今後も調理員の退職等に対応できる調理業務のあり方が課題です。

（資料⑪）



③ 安全教育の充実

安全教育の充実を図るため、学校安全体制づくりや危険回避能力の育成などに取り組んできました。特に、自転車乗車時のヘルメット着用の徹底や関係機関と連携した通学路の安全対策を講じてきました。

さらには、福島第一原子力発電所の事故以降、小・中学校における放射線教育や防災教育の充実を図ってきました。

今後は、子どもが自ら危険を予知したり回避したりする能力を育成するための体験的な学習活動の工夫改善が必要です。

(4) 教育活動の基盤づくりや環境づくり

① 小・中学校の適正規模・適正配置の取組

少子化が進行していることを踏まえ、小規模校のあり方や適正規模等について検討し、統合校を3校設置するなど、よりよい教育環境と施設の整備に努めてきました。

平成28年度において、小学校では100人以下の学校が6割（10校）を占め、うち5校に複式学級が存在しており、多様な意見に触れる場や集団で行う活動が十分でないことなどから、保護者や地域住民及び有識者の意見や考えを十分聞きながら、本市の実態に応じた適正配置について様々な視点から十分検討し、施設整備を含め取り組んでいく必要があります。

② 学校現場における業務の適正化

教職員は、本市の教育施策を的確に捉え、自校の教育目標の具現に向け組織的に取り組んでいますが、平成22年度に実施された福島県教育センターの調査では、「業務が多く、教材研究の時間がない。生徒指導や保護者対応がうまくいかない。」などの理由から多忙感を持っています。

教職員がやりがいと誇りを持って本来担うべき業務に専念できるよう、子どもと向き合う時間の創出とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※6}、学校司書等を適切に配置し活用するチーム学校^{※7}づくりが課題です。

※6 「スクールカウンセラー」とは、児童生徒の心の悩みなどに対応するため配置する相談員であり、「スクールソーシャルワーカー」とは、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。

※7 「チーム学校」とは、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が一つのチームとして力を発揮することで、学校組織全体の総合力を高めていこうとするものです。

③ 遠距離通学における安全・安心の確保

遠距離通学の安全・安心の確保と保護者の経済的負担を軽減するため、市内の一部地域においてスクールバスを運行するとともに、公共交通機関である予約型乗合交通^{※8}の利用に対し支援してきました。

山間部においては児童数の減少傾向が大きく、集団登校による登下校が困難であること、熊などの有害鳥獣の出没が平坦部や市街地まで及んでいることなどから、今後とも安全・安心な遠距離通学の手段を確保するとともに、公共交通機関の利用に対する支援を継続していくことが必要です。

また、市が所有するスクールバスは老朽化が進んでいる車両もあり、それら車両の更新やより効率的な通学手段について検討する必要があります。

※8 「予約型乗合交通」とは、利用者からの予約を受けて自宅などと目的地（指定乗降場所）の間を乗り合いで送迎するもので、デマンド交通とも言われ、本市でも運行されています。

④ 保護者の経済的負担の軽減（大会等参加補助）

小・中学校において音楽祭や体育大会等に参加する場合、交通費や参加料について支援をしてきており、保護者の経済的負担の軽減を図ってきました。

今後とも、引き続き保護者負担の軽減を図り、児童生徒が部活動等において向上心をもって意欲的に取り組める環境づくりを進める必要があります。

⑤ 保護者の経済的負担の軽減（就学援助）

経済的理由により就学困難と認められる子どもの保護者に対し、経済的負担を軽減するための就学援助を行ってきたところ、児童生徒の安定した就学につなげることができました。

該当児童生徒の数は、横ばいか微増の傾向を示しており、今後も必要な児童生徒の保護者への就学援助が必要です。

⑥ 進学への経済的な支援

経済的理由により進学が困難な状況にある生徒を支援するため、本市の篤志奨学資金貸付基金を活用し奨学資金の貸付を行うとともに、国や県等の支援制度の周知に努めてきました。

今後とも、将来有望な人材を育成していくため、奨学資金の貸付など進学への支援に努める必要があります。

また、返済が不要な給付型の奨学金制度もあることから、本市の奨学資金の利用は少なくなってきており、国や県、民間での奨学金制度等と比較しながら、本市の奨学資金制度のあり方や内容について検討する必要があります。

（5）学校施設の整備

① 学校施設の耐震化

本市の小・中学校は、小学校が17校、中学校が7校であり、これら学校施設の耐震化については計画的な取組を進めてきたところであり、平成29年度に第一中学校体育館の耐震化のための改築が完了する予定であり、それにより全ての学校施設で耐震化が図られることとなります。

② 老朽化した学校施設への対応等

本市の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建築された施設が多く、老朽化が進行している状況にあります。

学校施設は児童生徒の学習や生活の場であり、さらには地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設であることから、これまでも老朽化した校舎や体育館の屋根、プールや暖房設備等の改修・改築、校舎内トイレの洋式化などについて取組を進めてきました。

今後とも、計画的に改修・改築等を進め、適切な教育機能を確保するとともに、予防保全型の維持管理により突発的な修繕を減らし、安全・安心で快適な環境を確保することが必要です。

さらに、変革の激しい現代社会を生き抜いていく人材を育成していくため、時代の要請に対応した施設設備の整備など教育環境の充実を図っていく必要があります。

2 生涯学習・スポーツ

本市の生涯学習・スポーツの分野においては、「生涯学習の推進」「生涯スポーツの推進」「青少年の健全育成」を核とした施策に取り組んできました。

(1) 生涯学習の推進

(資料⑫)

主な生涯学習関連施設（公民館等）

区 分	施 設 名	区 分	施 設 名
公 民 館	中央公民館(喜多方プラザ内)	公 民 館	姥堂地区公民館
	中央公民館分館(厚生会館に併設)		駒形地区公民館
	松山公民館		山都公民館
	上三宮公民館		高郷公民館
	岩月公民館	図 書 館	喜多方市立図書館
	関柴公民館	美 術 館	喜多方市美術館
	熊倉公民館	文 化 施 設	喜多方プラザ文化センター
	慶徳公民館		厚生会館
	豊川公民館	そ の 他	勤労青少年ホーム
	熱塩加納公民館		入田付地区活性化センター
	塩川公民館		岩月夢想館
	堂島地区公民館		カイギュウランドたかさと

① 「喜多方市人づくりの指針」の活用

「喜多方市人づくりの指針」(P.2資料③参照)について、講座や研修会などを通じて、様々な啓発活動に取り組んできました。

市民全体への浸透を図るため、引き続き啓発活動を推進するとともに、指針の中に示す市民が目指す姿「未来を拓く喜多方人」を活用し、具体的な活動の実践に結びつけていく必要があります。

② 社会教育関係団体の活性化

自発的・自主的な団体による生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体の認定など組織や活動の充実に向けた支援を行ってきましたが、会員の高齢化や会員数の減少などにより活動が停滞している団体もあることから、個々の団体の活性化を図る支援に取り組んでいく必要があります。

③ 生涯学習に関する情報提供の拡充

生涯学習の情報提供の拡充を図るため、市の広報などのほか、市ホームページを活用し広く情報提供を行ってきましたが、必要な人に必要な情報を的確に提供できる方法など、より効果的な情報提供の手段を検討していく必要があります。

④ 公民館の施設整備

本市には公民館15館と分館1館があり、地域住民の生涯学習の拠点として、市民の多様化する学習要求に応じ学習の機会や場を提供しています。

また、利用者が快適で安全に利用できるよう計画的な修繕等を行い、安全・安心な施設管理運営に努めていますが、今後は施設の耐震化に取り組んでいくことが課題です。

⑤ 公民館の体制強化と各種事業の充実

中央公民館を除く14の公民館の職員体制について、平成27年度から非常勤特別職の館長1名、非常勤特別職の社会教育指導員2名の計3名体制として強化し、ライフステージに合わせた学習機会の拡充を図り、知・徳・体のバランスの取れた生涯学習等の推進を図っています。

しかし、青少年の参加が少ない状況にあるため、講座教室等の工夫が必要です。

⑥ 今日的課題に対応した公民館事業

少子高齢化は、今後の地域社会にとって大きな課題であることから、地域間の協働、世代間の協働などの課題に対応する公民館事業が必要であり、学校や各種団体等との連携・協力体制を強化していくことが必要です。

⑦ 喜多方市立図書館の運営と整備

市立図書館については、図書館の専門的なノウハウを有する事業者を指定管理者^{※9}に指定し運営しており、普段の管理運営を創意工夫し、利用者数の増加、利用者層の拡大、レファレンスサービス等の向上を図ってきました。また、ブックスタート^{※10}の取組など特色のある事業を展開し、利用者の関心を高めています。

図書館の施設や設備は老朽化が進んでいることから、生涯学習の中核的施設として市民の学習ニーズに応えていくため、施設や設備の整備が課題です。

※9 「指定管理者」とは、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるため、議会の議決を経て指定する団体のことです。本市の教育施設では、市立図書館のほか、市美術館、押切川公園体育館・野球場や市民プールなどが指定管理者による管理となっています。

※10 「ブックスタート」とは、乳幼児に絵本などをプレゼントすることにより、乳幼児とその保護者が絵本を介して心触れ合う時間を持つきっかけをつくる取組です。

⑧ 老朽化した社会教育施設への対応等（厚生会館、勤労青少年ホーム）

厚生会館や勤労青少年ホームにおいては、各種団体等による利用があるものの、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕等を行い、安全・安心で快適な利用環境を確保することが必要です。

また、勤労青少年ホームでは講座や教室を開設していますが、魅力ある企画を検討していくことが必要です。



勤労青少年ホーム講座

(2) 生涯スポーツの推進

(資料⑬)

主なスポーツ施設

区 分	施 設 名	区 分	施 設 名
体 育 館	押切川公園体育館	運 動 広 場	堂島運動場
	勤労青少年体育センター		山都森林スポーツ公園
	熱塩加納体育館		高郷運動広場
	塩川体育館	野 球 場	押切川公園野球場
	堂島屋内運動場		ひばりが丘球場
	山都体育館		熱塩加納運動場(野球場)
	健康増進施設高郷体育館	庭 球 場	東町公園庭球場
	西羽賀体育館		熱塩加納運動場(庭球場)
	磐見体育館		山都テニス・バレーコート
運 動 広 場	押切川公園スポーツ広場		高郷運動広場
	押切川公園自由広場	武 道 館	武道館・弓道館
	熱塩加納運動場(多目的広場)	水 泳 場	市民プール
	宮川公園(運動場)	ス キ ー 場	三ノ倉スキー場
	御殿場公園運動広場	漕 艇 場	荻野漕艇場(県営)
	日橋川緑地自由広場		

① スポーツ団体の組織強化と連携強化

本市では、市民だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめるよう、生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ推進委員会を設置するとともに、喜多方市体育協会や総合型地域スポーツクラブ^{※11}などと連携し、各種のスポーツ関連事業に取り組んできました。

より一層の生涯スポーツの振興を図るため、各種スポーツ団体の組織強化や団体間の更なる連携強化が必要です。

※11 「総合型地域スポーツクラブ」とは、身近な地域で子どもから高齢者まで、それぞれの志向やレベルに合わせて参加できるスポーツクラブです。現在、本市には、ひめさゆりくらぶ、山都スポーツクラブ、會津磴漕会の3つのクラブがあります。

② スポーツイベント等の充実

本市はスポーツ交流都市を宣言しており、喜多方市体育協会等との連携により、誰もが気軽に参加できる各種スポーツ教室や講習会、スポーツイベントなどを開催してきましたが、参加者の確保に苦慮している状況もあり、市民のニーズを的確に把握し、開催の内容や方法などについて見直していく必要があります。

③ 指導者等の育成と確保

生涯スポーツを推進する中で、指導者の人材不足や高齢化が課題であり、充実したスポーツ活動を推進していくため、指導者の育成と確保が急務です。

また、スポーツイベントをさらに充実させていくため、イベントの運営に協力できるボランティアの育成と確保が必要です。

④ 漕艇場を活用した競技会等の充実

本市には県内唯一の漕艇場（県営）があり、市としてボートのまちを宣言し、ボートによるまちづくりを推進するため、喜多方シティレガッタ^{※12}などを開催し、市民の体力向上と健康増進、交流促進を図ってきました。

喜多方シティレガッタについては、参加クルー数が増加していることから、大会運営係員の増員など運営体制を強化することが必要です。

※12 「喜多方シティレガッタ」とは、1クルー（チーム）5人編成によるボート競技で、市民参加型のボートレース大会です。

⑤ 老朽化した社会体育施設への対応等

体育館や野球場、プールや運動広場などの体育施設について、市民が安全に楽しくスポーツに親しむことのできる施設の整備を行ってきましたが、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な改修が必要です。

また、市民のニーズに的確に応えられるよう、効率的な施設の管理と運用を図っていく必要があります。

⑥ 学校施設の開放

地域に根差した生涯スポーツの推進を図るため、小・中学校の体育館など学校施設の開放に取り組んできました。

今後は、開放する学校施設を拡大していくとともに、利用対象となるスポーツの種類を増やすなど、市民のニーズに合わせた学校施設の開放を進める必要があります。



こども駅伝大会



喜多方シティレガッタ

(3) 青少年の健全育成

① 青少年健全育成団体の活性化

青少年の健全育成を図るため、喜多方市青少年育成市民会議や子ども会育成会を支援し、家庭、学校、地域が連携した青少年健全育成活動の推進と充実を図るとともに、PTA、学校、警察署等との連携を強化し、少年センターの運営や街頭指導等により、青少年を取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止に努めてきました。

地域での取組においては、青少年健全育成に係る団体構成員の高齢化や少子化の影響により活動が縮小傾向にあることから、子育て世代の参加の促進や保護者のネットワークづくりなどにより、地域の取り組みを活性化していく必要があります。

② 放課後子ども教室の拡充

地域社会の中で子どもたちを見守り育てていく環境づくりを推進するため、地域住民の協力を得て放課後子ども教室を実施し、体験活動や地域住民との交流活動を行ってきました。

放課後子ども教室は、現在のところ一部地域での実施に留まっているため、拡大していくことが課題です。

③ 青少年のボランティア活動の推進

将来のまちづくりのリーダーとなり得る人材を育成していくため、青少年のボランティア活動の推進方策について検討してきたところであり、今後は市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携強化を図りながら、取組を進めていく必要があります。



少年の主張



放課後子ども教室

3 文化芸術

本市の文化芸術の分野においては、「文化芸術の振興」「文化芸術活動への支援」を核とした施策に取り組んできました。



喜多方市美術館の企画展



喜多方プラザ自主文化事業「21世紀シアター」

(1) 文化芸術の振興

① 喜多方市美術館の運営

市美術館は指定管理者による管理運営であり、専門的な知識を有する学芸員を配置しており、郷土にゆかりのある作家を中心とした作品を収集・保管し、展覧会を開催するとともに、他の美術館の協力を得ながら世界的に有名な作家の絵画展にも取り組んできました。さらには小中学校等への出前美術館や絵画教室を開催し、美術品の鑑賞機会の充実など市民の美術への関心を高める事業に取り組んできました。

今後も、他の美術館などとの連携を強化しながら、美術品の鑑賞機会をさらに充実させていくとともに、市民参加型の創作活動などを通して市民が気軽に美術に親しめるような取組を拡充していく必要があります。

② 文化芸術に触れる機会の充実

市民の文化活動の成果発表の場と鑑賞の機会として、喜多方市文化協会が主体となった市民文化祭の開催を支援し、市民が文化芸術に触れる機会の充実に努めてきました。

市民の文化芸術に対するニーズは多様化していることから、これらのニーズを踏まえながら、身近な場所で文化芸術に触れる機会を充実させていくことが必要です。

③ 文化芸術関連施設の連携強化

本市は古くから文化芸術に親しむ土壌があり、市内には喜多方市美術館や喜多方プラザなど公立の文化施設や民間の美術館があります。それらが協力し合いながら美術展を開催するなどのイベントを実施してきました。

これらの施設が連携してイベントなどを開催することにより、幅広い相乗効果が期待できるものであり、そのために施設間のネットワークの強化と効率的な情報発信が必要です。

④ 小中学校と連携した取組の拡充

子どもたちの豊かな感性、創造性などを育むため、市内小中学校と市美術館等との連携を図りながら、幼少期から優れた文化芸術や地域の伝統文化に触れる機会を創出する取組を行ってきました。

この取組により、地域への愛着や誇りの醸成にもつながることから、引き続き内容を拡充しながら継続して取り組んでいく必要があります。

⑤ 地域資源を活かした文化芸術活動

国内外で活躍する芸術家や大学、地域住民の参加のもと、喜多方の豊富な地域資源を活用した文化芸術活動に取り組んできました。

地方創生に向けた取組が進められている中、今後も行政主導のみではなく、地域住民や地元企業、商店街、団体等との連携のもと、地域の特性を活かした文化芸術活動の促進が必要です。

(2) 文化芸術活動への支援

① 文化芸術団体への支援

喜多方市文化協会が主体となった文化祭の開催を支援するほか、同協会の積極的な活動を促進するため、同協会やそれを構成する団体に補助金を交付し支援してきました。

今後も、同協会の活動により市内の文化芸術活動がより一層活性化するように、継続した支援を行うとともに、個々の文化芸術団体による自主的な活動をさらに促進するための支援が必要です。

② 文化芸術団体の活性化

自主的な活動を積極的に展開する文化芸術団体がある一方、会員の減少や高齢化などにより、運営力が低下し活動することが難しくなっている団体もあります。

個々の団体の活性化に向けた活動や団体間の交流を促進するほか、各団体の活動内容など広く市民に情報を提供していくことが必要です。



文化祭での発表会（塩川町）

4 文化財

本市の文化財の分野においては、「自然や歴史文化等の保全と活用」「伝統文化・歴史の継承と郷土資料の活用」を核とした施策に取り組んできました。

(資料⑭) 指定文化財等の状況 (平成29年3月1日現在)

区 分	種 別	件数	区 分	種 別	件数
国 指 定 文 化 財	史跡	2	市 指 定 文 化 財	史跡	15
	建造物	2		建造物	4
	彫刻	2		彫刻	13
	工芸品	2		美術工芸品	11
特別天然記念物	特別天然記念物	1		典籍	2
県 指 定 文 化 財	史跡	5		考古資料	3
	建造物	4		有形民俗	25
	彫刻	12		無形民俗	3
	工芸品	4		歴史資料	3
	典籍	1		古文書	8
	考古資料	1		天然記念物	8
	有形民俗	1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財*		1
	無形民俗	4			
	歴史資料	2	国 登 録 文 化 財	建造物	35
	古文書	1			
	天然記念物	2			

※ 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」とは、全国的に貴重な無形民俗文化財を記録として残すため、文化庁が国指定以外の無形民俗文化財の中から選択したものです。

(1) 歴史文化等の保全と活用

① 文化財の調査・研究と保護・保存

本市には歴史的に貴重な文化財が数多くあり、専門機関等による文化財の調査・研究を行い、市の文化財として指定をするなど保護・保存に努めてきました。さらに、蔵などの指定文化財所有者に対しては、修理費用を支援するなど負担軽減を図ってきました。

これら貴重な文化財の継承については、文化財所有者の高齢化などにより、適切な保護・保全が難しくなるなど、その対策が課題です。

また、市街地の開発や生活環境の変化により失われていく景観、伝統的な建造物を保存するため、地域住民や関係機関が連携した取組が必要です。

② 埋蔵文化財の調査・研究と出土品の活用

市内各地に所在する数多くの埋蔵文化財（遺跡）は、各種開発事業に先立ち発掘調査や試掘調査を実施し、保護・保存に努めていますが、開発行為との調整を図りながら適切に保存することが重要です。

また、発掘調査により出土した文化財については、現地説明会や展示を行い公開していますが、地域の歴史を学び後世に伝えるため、積極的に文化財を活用する取組が必要です。

③ 天然記念物の保護・保存

自然豊かな本市には、ニホンカモシカや杓子ヶ入^{しゃくしが いり}のメグスリノキ^{※13}など、多種多様な天然記念物が数多く確認されており、これら貴重な動植物等の保護と保存に努めるとともに、保護団体との連携により周知と啓発を図ってきました。

市内では、指定された天然記念物以外にも貴重な動植物が確認されており、環境の変化などにより絶滅する恐れもあるため、早急に保護・保存を図っていく必要があります。

※13 「杓子ヶ入のメグスリノキ」とは、塩川町駒形地区の山林に自生する樹齢600年と言われる樹木で、林野庁がまとめた巨樹巨木「森の巨人たち100選」に選定された本市指定の天然記念物です。

(資料⑮) 市内の天然記念物（平成29年3月1日現在）

名 称	指定	所 在 地	備 考
ニホンカモシカ	国	朝日・飯豊山系保護地域	国特別天然記念物
アイヅタカサトカイギウ化石	県	高郷町西羽賀(カイギウランド)	
二軒在家の大クリ	県	岩月町治里(二軒在家)	
新宮熊野神社の大イチョウ	市	慶徳町新宮	
中善寺のめおとカリン	市	関柴町関柴	
押切川公園イトヨ生息地	市	押切川公園内	
温泉神社の大杉	市	熱塩加納町熱塩	
戸隠神社の大イチョウ	市	塩川町金橋	
杓子ヶ入のメグスリノキ	市	塩川町中屋沢	
御沢の杉と栃	市	山都町一ノ木	
塩坪化石層	市	高郷町塩坪	



特別天然記念物「ニホンカモシカ」

④ 飯豊連峰の世界自然遺産登録に向けた取組

飯豊連峰の世界自然遺産登録に向けての活動として、近隣市町村や関係機関団体と連携し、豊かな飯豊の自然を次の世代に引き継いでいくことを目的に、飯豊山の魅力や情報の発信に取り組んできました。

環境省においては、「飯豊・朝日連峰」及び「奥利根・奥只見・奥日光」のブナ林について、世界自然遺産「白神山地」への拡張登録を検討しているところであり、その結果を受け積極的に対応していく必要があります。

(2) 伝統文化・歴史の継承と郷土資料の活用

① 無形民俗文化財の継承と保存

県や市指定の無形民俗文化財の継承と保存を図るため、保存団体に対する指導助言や用具の補修費を補助するなどの支援を行うとともに、伝統文化の発掘と保全のため、専門家や市民から広く情報を収集し、未指定の無形民俗文化財についても、その保存、継承を支援してきました。

無形民俗文化財の保存団体の多くは、会員の高齢化などの問題を抱えており、継承者の育成や支援の方法が課題です。

(資料⑯) 市内の無形民俗文化財（平成29年3月1日現在）

名 称	指定	所 在 地	備 考
上三宮三島神社の太々神楽	県	上三宮町上三宮	
下柴の彼岸獅子	県	関柴町下柴	
慶徳稲荷神社の田植神事	県	慶徳町豊岡	
会津大念仏撰取講	県	熊倉町熊倉、塩川町中ノ目、湯川村勝常	広域指定
会津念仏撰取講	市	熊倉町辻	
中ノ目念仏踊り	市	塩川町中ノ目	
中道地竹細工	市	塩川町中道地	

② 郷土民俗資料等の保存と活用

旧市町村史の編さん事業等において、本市の歴史を知るうえで貴重な郷土民俗資料が収集されており、これらは市町村史への掲載のほか、本市の歴史・文化を継承する資料として、郷土への理解を深めるための講演会や文化団体の勉強会などで活用してきました。

これらの郷土民俗資料や文化財を展示・保管する郷土民俗資料館等が市内6か所がありますが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、さらには増加する資料に対応するためのスペースが不足している状況にあることから、貴重な郷土資料や文化財を適切に保存・管理するとともに、それらを展示するなど有効に活用するための施設の整備が必要です。



下柴の彼岸獅子

第3章

基本理念と基本目標

本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」に掲げる将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現を目指し、教育委員会では本市の教育の現状と課題を踏まえ、子どもたちや市民が願っている教育を実現させる教育振興策に取り組んでいくため、教育振興に向けた基本理念と基本目標を掲げます。

1 基本理念

科学技術の目覚ましい進歩、国際化や高度情報化の進展などにより、今日の社会情勢は急激に変化しており、それに伴い人々の価値観やライフスタイルも変化し多様化しています。

一方では、人口減少や少子高齢化の影響などから、地域社会の活力低下が懸念されており、将来にわたり持続・発展していける地域づくりが大きな課題となっています。

このような状況の中、本市では平成29年度から38年度までを計画期間とする総合計画「きたかた活力推進プラン」を策定し、「協働によるまちづくり」「だれもが輝くまちづくり」「地域性を生かしたまちづくり」「交流と連携によるまちづくり」を基本的な考えとして各種施策を展開していくこととなります。

教育委員会では、「まちづくりは人づくり」の考えから、確かな学力と豊かな心を身に付け、自分自身に揺るぎない自信を持ち、豊かな自然や歴史・文化に恵まれた郷土を愛し、自立しながらも地域社会の中で絆を大切にして、共に力強く生き抜いていく力を持った人材を育成していくため、本市の教育振興の基本的な考え方として次の基本理念を掲げます。

**自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、
たくましく生きる喜多方人の育成**



2 基本目標

本計画の基本理念のもと、3つの基本目標を定め本市の教育振興策を展開します。

基本目標 Ⅰ

全ての子ども「生きる力」を育む



子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな心身の育成など、社会の変化に対応しながら、たくましく生き抜いていく力を育みます。

基本目標 Ⅱ

生涯学習活動への主体的な実践力を育む



市民一人一人が、学ぶ楽しさや喜びを感じ自己実現を目指すとともに、地域の絆を大切にしながら、住みよい地域社会づくりに参画できるよう、生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育みます。

基本目標 Ⅲ

歴史・文化・芸術への関心を高め 豊かな感性と郷土愛を育む



本市の文化等を身近に感じる取組を通して、本市の豊かな自然や歴史、文化、芸術について、市民の興味を喚起し関心を高め豊かな感性と郷土愛を育みます。

第4章 施策の展開

3つの基本目標を達成するため、本市の教育の現状と課題を踏まえ、基本目標ごとに施策を展開する方針とその目標を定め、重点的に取り組む施策を示します。

1 基本目標ごとの施策の展開

基本目標 I

全ての子どもの「生きる力」を育む

(1) 施策展開の方針

幼児教育との連携を図りながら、全ての子ども一人一人の夢、希望、目標等を踏まえ、可能性やよさ、持ち味、特徴を引き出し、活かし、伸ばす教育を行います。

教育活動の基盤づくりや環境づくりを行い、一人一人の子どもの教育を保障します。



園児と小学生の交流



小学校農業科学習

(2) 施策目標

第2章で整理した「学力向上対策」、「心の教育」、「学校保健・体育の充実」、「教育活動の基盤づくりや環境づくり」及び「学校施設の整備」に関する現状と課題を踏まえ、「生きる力」としての資質・能力について、「全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力」「よりよい社会づくりのために必要な資質・能力」「社会の変化に対応するために必要な資質・能力」と捉え、これを育成するため、次のとおり6つの施策目標を設定します。

① 自己啓発力の育成

人としてよりよく生きようとする意志や態度を身に付けた子どもの育成を目指します。

② 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成

知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、主体的に問題解決できる子どもの育成を目指します。

③ 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成

地域や社会の発展に貢献できる資質を身に付けた子どもの育成を目指します。

④ 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成

住みよい社会づくりのために、互いのよさを認め合い高め合う資質を身に付けた子どもの育成を目指します。

⑤ 教員の資質・能力の向上

全ての子どもの可能性やよさ、持ち味、特徴等を引き出し、活かし、伸ばす教員の資質・能力を向上させます。

⑥ 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備

全ての子どもが安全に安心して学ぶことができる快適な環境を整備します。

(3) 重点的に取り組む施策

① 自己啓発力の育成

ア 生き方を探求する教育の展開

教養を修め、主体的でたくましい実践力を育成し、創造性を発揮して個性豊かな自分の生き方ができる教育を行います。

イ 自尊心、自己肯定感を育む教育の展開

肯定的な自己理解と他者理解に基づく自尊心は、夢や目標を持つことや目標をもったりしてその達成に有効に働く要素であり、認める、称賛するかかわりを工夫して育む教育を行います。

ウ 農業科、自然体験学習の展開

小学校農業科では、「自然」「人」「社会」へのかかわりを通して「命」の大切さを学ぶことを基本に、「豊かな心の育成」「社会性の育成」「主体性の育成」など、児童の心の育成を図ります。

また、多種多様な自然体験活動を推進し、子どもたちの「豊かな人間性」「自ら学び、自ら考える力」を育みます。

エ 子どもの夢や希望を育む教育の展開

子どもたちに「本物」(人、自然、文化、芸術、スポーツ、科学等)に触れさせ、憧れをもったり、感動を味わったりする機会をつくり、夢や希望を育みます。

② 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成

ア 知的好奇心や問い力を育成する教育の展開

一人一人の発達段階や興味関心、知的好奇心、ものの見方・考え方、既習事項や生活経験などを大切に学習活動を充実させます。

イ 知識・技能・技術の習得力を育成する教育の展開

知識・技能・技術が確実に身に付くよう、望ましい学習習慣の育成と学習規律の定着を図るとともに、教師の話をしっかり聞き取る力や繰り返し練習する態度、学びを振り返る力などを身に付けさせる教育を充実させます。

ウ 思考力・判断力・表現力、活用・応用する力を育成する教育の展開

知識・技能を活用する学習活動や比較・検討等考える場を工夫・設定し、課題の解決に主体的に取り組む学習活動を充実させます。

エ 自ら学ぶ力（学び方や学び合いを身に付けさせる）を育成する教育の展開

「何をどのように学ぶか」「新たな問題をどう解決するか」という学習の仕方や問題解決能力を身に付けさせるため、幼児教育や小・中学校の発達段階、学習内容の系統、学びの連続性を大切に、自ら学ぶことや友だちと学び合うことの意味や価値を知る学習指導に取り組むとともに、道徳心と健やかな身体を養います。



グループ討議で意見を交わす

③ 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成

ア ICT活用力と情報活用能力の育成

児童生徒が情報を収集・選択し、文章や図・表にまとめたり表現したりする際に、ICTを有効なツールとして活用することで、教科内容のより深い理解や定着を目指します。

また、これらの情報を活用する力（情報活用の実践力、情報の科学的な理解力、情報社会に参画する態度）をバランスよく育んでいきます。

イ キャリア教育（肯定的な自己理解、夢や目標、努力）の展開

様々な教育活動を通し、一人一人の社会的・職業的な「自立」に向け、必要な基盤となる資質や能力・態度の育成を図り、望ましい勤労観・職業観を育んでいきます。

ウ 体験活動、ボランティア活動を重視した教育の展開

教育活動全般を通して、体験活動（特に他と触れ合い関わり合う「直接体験」）やボランティア活動の推進と充実を図り、自らの思考や知識を働かせ実践する力を育みます。

エ 創造力が発揮できる教育の展開

発明、発見、ものづくりなど様々な体験活動を通して育まれた、児童生徒の知識や気づき、興味等を活かし創造性を育みます。



森林環境学習（木工工作）

④ 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成

ア 規範意識及び実践的態度を育む教育の展開

児童生徒が市民参加型の民主主義社会の担い手として、必要な知識・スキル・価値観を身に付けるための市民性教育（シチズンシップ教育^{※14}）を充実させる中で、規範意識や実践的態度を育みます。

※14 「シチズンシップ教育」とは、子どもたちが将来、市民として十分な役割を果たせるよう、他人を尊重すること、個人の権利と責任など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な資質・能力を身に付けさせる教育です。近年、欧米諸国を中心に学校教育で導入されてきており、「市民性教育」と訳されるものです。

イ 対人関係の基礎的スキルを習得する教育の展開

一人一人の人間関係をつくる力としての自己理解（受容）や他者理解（受容）の力、人と関わる技能を育むとともに、一人一人の自己実現を目指した学級集団の人間関係づくりを推進します。

ウ 集団及び郷土に自信と誇りが持てる教育の展開

学校のある地域や郷土を知り理解する教育を推進し、自分の生まれ故郷に対して自信と誇りを持ち、それを人前で自信をもって表現できる子どもの育成を図ります。

エ インクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育の推進

障がいのある、なしにかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会を確保し、合理的配慮を実践し、基礎的環境整備の推進を図ることで、インクルーシブ教育の充実を図ります。

⑤ 教員の資質・能力の向上

ア 各種研修会の開催

児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力等、先に挙げた児童生徒の4つの資質・能力を育成するために必要な力を高めるための研修会等を充実させます。

イ 新たな人事評価の効果的な実施

教員の能力開発や資質の向上及び組織の活性化に向けた人事評価を充実させます。

⑥ 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備

ア 小・中学校の適正規模・適正配置の推進

少子化時代に対応した活力ある学校づくりの視点から、教育環境の整備と教育内容を充実させ、児童生徒一人一人の「なかよくたくましく生きる力」を育成するため、小・中学校の適正規模、適正配置を推進します。

イ 安全・安心で個を活かす教育環境づくりの推進

悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制や不登校の子どもが人と触れ合ったり学習したりできる教育環境づくりと、安全・安心な給食運営体制等の整備を進めます。

ウ チーム学校づくりの理念を活かした教育活動の推進

多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に課題解決を図るとともに、教職員が職務に専念できる環境をつくり、子どもと向き合う時間を創出します。

エ 児童生徒の向上心や達成感を高める大会等への参加支援

学校活動として音楽祭や体育大会等に参加する際の保護者負担の経費を補助することにより、各種大会に参加しやすい環境をつくり、子どもたちの向上心と達成感を高めます。

オ 均等な教育機会を確保する支援

経済的理由により就学困難と認められる子どもの保護者に対し、経済的負担を軽減する就学援助に取り組みます。

経済的理由により高等学校や大学等への進学が困難と認められる生徒や学生に対し、本市の奨学資金制度により支援するとともに、国や県、民間の制度との比較検討により、本市奨学資金制度の充実を図ります。

カ 安全・安心な学校施設の整備

予防保全型の維持管理を行い突発的な修繕を減らすとともに、計画的な改修・改築等に取り組み、社会の変化に対応した教育活動ができる施設・設備の充実や子どもたちの安全を重視した施設・設備の整備を推進します。

キ 遠距離通学における安全・安心の確保

スクールバスの運行により、遠距離からの安全・安心な通学手段を確保するとともに、公共交通機関の利用による遠距離通学を支援します。

さらに、より効率的な遠距離通学の手段について検討します。



スクールバスでの登下校

(4) 指標と目標値

指標名	指標の説明	現状値 (H28年度)	中間(H33) 目標値	目標値
「自分には、よいところがある」と回答した割合	全国学力・学習状況調査における質問項目で「あてはまる」と回答した割合	〈小学校〉 31% 〈中学校〉 24%	〈小学校〉 50% 〈中学校〉 50%	〈小学校〉 80% 〈中学校〉 80%
(知) 全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学における全国平均との比較	国語と算数・数学の「主に知識に関する問題(A)」と「主に活用に関する問題(B)」の全国標準化得点との比較	〈小学校〉 国語A：全国並み 国語B：下回る 算数A：やや下回る 算数B：やや下回る 〈中学校〉 国語A：やや下回る 国語B：やや下回る 数学A：やや下回る 数学B：下回る	〈小学校〉 各科目とも 全国をやや上回る 〈中学校〉 各科目とも 全国をやや上回る	〈小学校〉 各科目とも 全国を上回る 〈中学校〉 各科目とも 全国を上回る
(徳) 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した割合	全国学力・学習状況調査における質問項目で「あてはまる」と回答した割合	〈小学校〉 66% 〈中学校〉 70%	〈小学校〉 80% 〈中学校〉 80%	〈小学校〉 90% 〈中学校〉 90%
(体) 体力・運動能力調査における達成率	調査の8項目中、何種目で全国平均値並となったかを表す達成率	〈小学校〉 男 46% 女 44% 〈中学校〉 男 23% 女 20%	〈小学校〉 男 63% 女 63% 〈中学校〉 男 50% 女 50%	〈小学校〉 男 100% 女 100% 〈中学校〉 男 100% 女 100%
「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合	全国学力・学習状況調査における質問項目で「あてはまる」と回答した割合	〈小学校〉 67% 〈中学校〉 48%	〈小学校〉 80% 〈中学校〉 70%	〈小学校〉 90% 〈中学校〉 80%
学級生活満足群と不満足群の割合	Q-Uで、学級集団に対し「居心地がよい、嫌な思いをしていない」と捉えている子どもの割合(満足群)とその反対の意味で捉えている子どもの割合(不満足群)	<H27年度> 〈小学校〉 満足群 64% 不満足群 13% 〈中学校〉 満足群 59% 不満足群 19%	〈小学校〉 満足群 80% 不満足群 0% 〈中学校〉 満足群 75% 不満足群 0%	〈小学校〉 満足群 90% 不満足群 0% 〈中学校〉 満足群 85% 不満足群 0%

※ 各指標の調査対象は、体力・運動能力調査が小学校5年生と中学校2年生、学級生活満足群が小学校5、6年生と中学校1年生、その他は小学校6年生と中学校3年生です。

※ Q-Uとは、楽しい学校生活を送るために実施するアンケート形式の標準化された心理テストであり、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「居心地のよいクラスにするためのアンケート」で構成されており、学級づくりに生かせる心理テストです。

基本目標Ⅱ

生涯学習活動への主体的な実践力を育む

(1) 施策展開の方針

官民が連携し、活動の喜びや楽しさ、学びがいを感じることができる生涯学習・生涯スポーツを推進します。



著名人によるスポーツ講演会



若者の学習活動（勤労青少年ホーム）

(2) 施策目標

第2章で整理した「生涯学習の推進」、「生涯スポーツの推進」及び「青少年の健全育成」に関する現状と課題を踏まえ、だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境を整え、生涯にわたり郷土に誇りを持ち主体的に活動できる人材を育成するため、次のとおり3つの施策目標を設定します。

① 学びを通じた心豊かな人材の育成

子どもから高齢者まで、生涯にわたり学習し活躍できる機会を提供し、心豊かな人材の育成を目指します。

② スポーツに親しめる機会の拡充

だれもが年齢や体力・技術、興味や目的に応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しめる機会を提供します。

③ 郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成

家庭・地域社会との連携を強化し、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成を目指します。

(3) 重点的に取り組む施策

① 学びを通じた心豊かな人材の育成

ア 「喜多方市人づくりの指針」の活用

「喜多方市人づくりの指針」(P.2資料③参照)を活用して「未来を拓く喜多方人」の育成を推進するため、指針が市民一人一人に浸透していくよう啓発を強化します。

イ 各種団体の育成と活動への支援

自主的な活動に取り組む社会教育関係団体や文化活動を行う団体が活発に活動できるよう、団体の育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ウ 効果的な生涯学習情報の提供

市民の自主的な生涯学習活動を促進するため、市民のニーズを踏まえた効果的な手段や方法により生涯学習に関する情報の提供を行います。

エ 生涯学習の機会と場の提供

自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、公民館等による生涯学習の機会と場を提供し、家庭教育をはじめ、ライフステージに合わせた学習機会を充実させるとともに、関係団体等との連携により地域課題に対応する学習機会を拡充します。

オ 市立図書館の活動の充実

個人学習の拠点として、市立図書館の更なる市民サービスの向上を図るとともに、特色のある取組を展開し利用者の拡大を図ります。

カ 社会教育施設の整備

公民館、市立図書館、厚生会館、勤労青少年ホームなどの社会教育施設を市民が安心して利用できるよう、予防保全型の維持管理を行い突発的な修繕を減らすとともに、施設の耐震化や老朽化した施設の計画的な改修・改築等を推進します。



家庭教育講座

② スポーツに親しめる機会の拡充

ア スポーツに参加できる機会の提供

スポーツ交流都市宣言に基づき、市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、各種スポーツ教室や講習会、スポーツイベントを開催し、市民のニーズを踏まえ開催内容や方法を工夫しながら参加者を拡大します。

イ 指導者とボランティアの育成・確保

市民の充実したスポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員やスポーツ少年団の認定指導員等を対象に、外部講師による講習会や研修会を開催するほか、スポーツ

イベントの運営に協力できるボランティアを育成し確保します。

ウ 団体間の連携強化

スポーツ関係団体が活発にスポーツ活動に取り組めるよう、団体の組織強化や団体間の連携をさらに強化します。

エ 漕艇場を活用したボートのまちづくり

ボートのまち宣言に基づき、漕艇場を活用したボートのまちづくりを推進するため、喜多方シティレガッタやボート講習会など各種大会等を開催し、啓発の強化を図りながら参加者の増加に対応できる運営体制の確立に取り組みます。

オ 社会体育施設の整備

体育館、野球場、運動広場、市民プールなどの社会体育施設を市民が安心して利用できるよう、予防保全型の維持管理を行い突発的な修繕を減らすとともに、施設の耐震化や老朽化した施設の計画的な改修・改築等を推進します。

さらに施設の利便性を高めるため、管理と運用を効率的に行います。

カ 学校施設の開放

地域に根差した生涯スポーツを推進するため、小・中学校の体育施設を開放し、市民のニーズを踏まえて開放施設やスポーツ種目を拡大します。



スポーツ推進委員によるイベント

③ 郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成

ア 青少年健全育成団体の活性化

青少年健全育成団体が活発に活動できるよう、子育て世代の団体活動への参加促進や保護者同士のネットワークづくりなどを推進し、家庭と地域が連携した青少年の健全育成に取り組みます。

イ 放課後子ども教室の拡充

地域の特色を生かした体験活動や地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」を通じて、地域の中で青少年を育てていく環境づくりを推進するため、コーディネーターや活動支援員を育成しながら、関係機関・団体との連携を図り実施地域の拡充に取り組みます。

ウ 青少年ボランティアの育成と活動の推進

青少年ボランティア活動を推進し、青少年の健全育成を図るとともに、将来のまちづくりのリーダーとなり得る人材の育成を図るため、市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を強化し、青少年ボランティアの養成や活動を推進する体制の構築に取り組みます。

(4) 指標と目標値

指標名	指標の説明	現状値 (H27年度末現在)	中間(H33) 目標値	目標値
生涯学習講座の受講者数	生涯学習講座を受講した年間の延べ人数	53,837人	55,000人	56,000人
講師派遣事業支援実施数	勉強会等への講師派遣の年間の回数	55回	80回	100回
市立図書館の図書貸出冊数	市立図書館の年間の図書貸出冊数	133,273冊	135,000冊	138,000冊
生涯スポーツ活動者数	スポーツイベント・教室等への年間参加者数	18,994人	20,000人	21,000人
スポーツ施設利用者数	スポーツ施設の年間利用者数	318,167人	321,000人	324,000人

基本目標 Ⅲ

歴史・文化・芸術への関心を高め 豊かな感性と郷土愛を育む

(1) 施策展開の方針

市民の興味等を喚起し、気づきや発見、関わりや参加の楽しさ、喜びを感じることができる施策を展開します。



古屋敷遺跡発掘調査（塩川町）



郷土民俗館

(2) 施策目標

第2章で整理した「文化芸術の振興」、「文化芸術活動への支援」、「歴史文化等の保全と活用」及び「伝統文化・歴史の継承と郷土資料の活用」に関する現状と課題を踏まえ、市民の文化芸術活動を活性化するとともに、郷土の自然や歴史・文化財への理解を促進し、感性が豊かで郷土に誇りの持てる人材を育成するため、次のとおり2つの施策目標を設定します。

① 市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充

すぐれた文化芸術の作品や気軽に楽しめる活動の機会を充実させ、文化芸術への関心と理解を高め、豊かな感性や創造性を育みます。

② 地域に残る自然や歴史・文化等の保全と活用

地域の宝である文化財や伝統文化を守り、自然や歴史・文化への関心を高め、郷土を愛する心を育みます。

(3) 重点的に取り組む施策

① 市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充

ア 文化芸術に触れる機会の充実

市美術館での地域性を活かした企画展の開催、喜多方プラザ等での音楽発表会や鑑

賞会など、誰もが気軽に親しめる環境づくりと優れた文化芸術に触れる機会を拡充します。

イ 文化芸術団体への支援

文化芸術団体の活性化を図るため、文化協会などの運営を支援するとともに、市民に団体活動の情報を提供します。



コーラスグループによる発表会

② 地域に残る自然や歴史・文化等の保全と活用

ア 飯豊連峰の世界自然遺産登録に向けた活動

豊かな飯豊の自然を次の世代に引き継ぐため、飯豊連峰の世界自然遺産登録に向けた活動を推進するとともに、引き続き飯豊山の魅力や情報の発信に取り組みます。

イ 文化財の保護・保存

貴重な文化財を保護・保存するため、調査により価値を明らかにしたうえで、市の文化財に指定する取組を推進します。

さらに、蔵などの指定文化財の修理等の費用を補助することにより、所有者の負担を軽減し文化財を適正に維持します。

ウ 文化財の活用

地域の歴史を学び後世に伝えるため、発掘調査成果の公開や講演会、市史セミナーの開催などにより、文化財の活用に努め市民の理解を深めます。

エ 伝統的建造物の保存

市街地の開発や生活環境の変化により失われていく街なみを保存するため、そこで生活して来た人の思いに立って地域住民や関係機関と連携し、伝統的な建造物の保護・保存に取り組みます。

オ 天然記念物等の保護

天然記念物を適切に保護するとともに、環境の変化等により絶滅が危惧される動植物について、市の文化財指定などにより保護します。

カ 無形民俗文化財の継承と保存

無形民俗文化財を次世代に継承するため、専門家による保存団体への指導助言や経費の補助などにより、継承・保存のための支援を行い市民の関心や価値観を高めます。

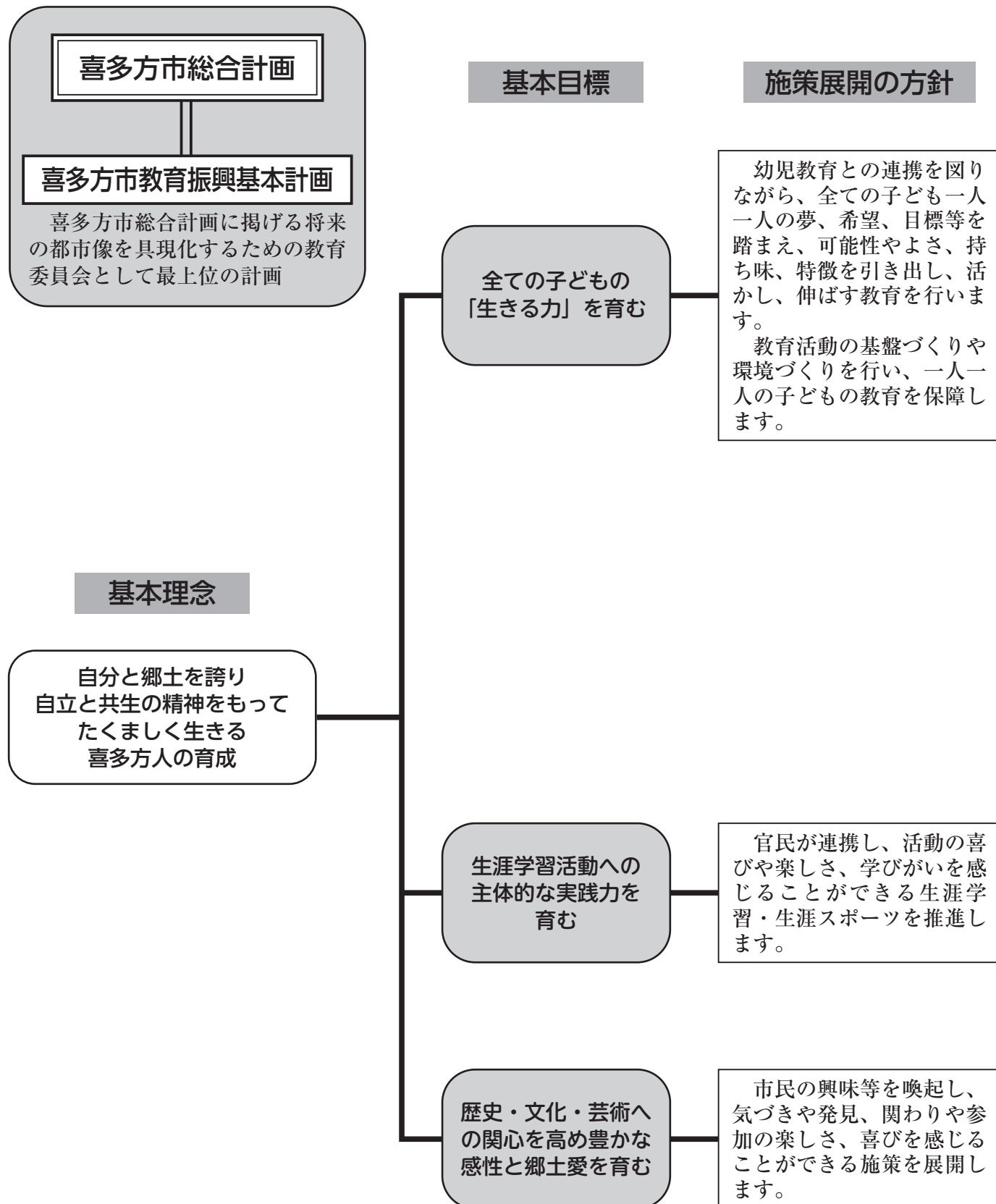
キ 民俗資料館等の施設の整備

収集した貴重な民俗資料を適切に保管し展示するため、老朽化した民俗資料館等の施設の計画的な改修等を推進します。

(4) 指標と目標値

指標名	指標の説明	現状値 (H27年度末現在)	中間(H33) 目標値	目標値
文化施設の入館者数	喜多方市美術館の年間入館者数	13,629 人	15,000 人	16,000 人
文化財活用事業の参加者数	国・県・市指定文化財等を活用した各種事業への年間参加者数	2,300 人	2,500 人	2,800 人
文化財の指定件数	国・県・市の文化財指定件数	175 件	185 件	200 件

2 施策の体系図



施策目標

重点施策

自己啓発力の育成

●生き方を探求する教育の展開、●自尊心、自己肯定感を育む教育の展開、●農業科、自然体験学習の展開、●子どもの夢や希望を育む教育の展開

学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成

●知的好奇心や問い力を育成する教育の展開、●知識、技能・技術の習得力を育成する教育の展開、●思考力・判断力・表現力、活用・応用する力を育成する教育の展開、●自ら学ぶ力（学び方や学び合いを身に付けさせる）を育成する教育の展開

勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成

●ICT活用力と情報活用能力の育成、●キャリア教育（肯定的な自己理解、夢や目標、努力）の展開、●体験活動、ボランティア活動を重視した教育の展開、●創造力が発揮できる教育の展開

共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成

●規範意識及び実践的態度を育む教育の展開、●対人関係の基礎的スキルを習得する教育の展開、●集団及び郷土に自信と誇りが持てる教育の展開、●インクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育の推進

教員の資質・能力の向上

●各種研修会の開催、●新たな人事評価の効果的な実施

安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備

●小・中学校の適正規模・適正配置の推進、●安全・安心で個を活かす教育環境づくりの推進、●チーム学校づくりの理念を活かした教育活動の推進、●児童生徒の向上心や達成感を高める大会等への参加支援、●均等な教育機会を確保する支援、●安全・安心な学校施設の整備、●遠距離通学における安全・安心の確保

学びを通じた心豊かな人材の育成

●「喜多方市人づくりの指針」の活用、●各種団体の育成と活動への支援、●効果的な生涯学習情報の提供、●生涯学習の機会と場の提供、●市立図書館の活動の充実、●社会教育施設の整備

スポーツに親しめる機会の拡充

●スポーツに参加できる機会の提供、●指導者とボランティアの育成・確保、●団体間の連携強化、●漕艇場を活用したボートのまちづくり、●社会体育施設の整備、●学校施設の開放

郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成

●青少年健全育成団体の活性化、●放課後子ども教室の拡充、●青少年ボランティアの育成と活動の推進

市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充

●文化芸術に触れる機会の充実、●文化芸術団体への支援

地域に残る自然や歴史・文化等の保全と活用

●飯豊連峰の世界自然遺産登録に向けた活動、●文化財の保護・保存、●文化財の活用、●伝統的建造物の保存、●天然記念物等の保護、●無形民俗文化財の継承と保存、●民俗資料館等の施設の整備

第5章 計画の実現に向けて

1 市民への周知とニーズの把握

本計画の実現に向け効果的な施策を展開していくためには、市民の理解と協力が必要であり、市内の教育関係団体等をはじめ、市民全体に本計画の周知を図り教育についての意識を高めていくことが重要です。

市の広報紙等への掲載、児童生徒の保護者など市民との情報交換、さらにアンケート調査等により、本計画の内容について市民に周知し理解を得るとともに、子どもたちや市民が望む教育に関するニーズの把握に努めます。

2 各種機関・団体等との連携の強化

学校・家庭・地域・行政が共通の認識のもと、それぞれの役割を果たしながら協働により教育の振興を図るため、小・中学校をはじめ教育に関わる各種機関・団体等との連携を強化して施策を展開します。

また、本市教育部内はもとより市内の部局横断的な連携を図り、効率的でより高い効果を目指した施策の展開を図ります。

3 重点事業の実施と財源の確保

本計画に示す重点的に取り組む施策に基づき、重点事業を計画し実施します。また、重点事業の実施にあたっては、国や県の補助金など財源の確保に努めるとともに、本市の中期財政計画を踏まえ緊急性や重要性を考慮して実施します。

4 計画の進捗管理

本計画に基づく重点事業等の実施状況や指標を確認しながら、施策の進捗状況を把握するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等^{※15}において、教育委員会内部の評価と有識者による外部評価を行い、その結果をフィードバックし本計画の効果的かつ着実な進捗を管理します。

※15 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

資料編

喜多方市教育振興基本計画策定の主な経過

月 日	会 議 等	主な内容
7月11日(月)	第1回教育振興基本計画策定作業部会	策定方針、審議会委員の委嘱について
7月21日(木)	教育委員会 定例会	策定方針について
8月10日(水)	教育委員会 定例会	審議会委員の委嘱について
8月18日(木)	第2回教育振興基本計画策定作業部会	策定スケジュール、現状と課題の整理について
9月20日(火)	教育委員会 定例会	策定スケジュールについて
9月28日(水)	第3回教育振興基本計画策定作業部会	序論及び現状と課題について
10月3日(月)	教育委員会 臨時会	審議会への諮問について 序論及び現状と課題について
10月11日(火)	第1回教育振興基本計画審議会	委員の委嘱、諮問 序論及び現状と課題について
10月14日(金)	第4回教育振興基本計画策定作業部会	基本理念と基本目標及び施策の展開について
10月27日(木)	教育委員会 臨時会	基本理念と基本目標及び施策の展開について
11月10日(木)	第5回教育振興基本計画策定作業部会	審議会からの意見への対応について
11月17日(木)	教育委員会 定例会	審議会からの意見への対応について
11月17日(木)	第2回教育振興基本計画審議会	基本理念と基本目標及び施策の展開について
1月10日(火)	市議会 全員協議会	計画(素案)について
1月12日(木) ↓ 2月10日(金)	パブリック・コメントによる意見の募集	計画の素案を公表し意見等を募集
1月17日(火)	教育委員会 定例会	計画(素案)について
2月15日(水)	教育委員会 定例会	計画(案)について
2月15日(水)	総合教育会議	教育大綱の策定について
2月20日(月)	第3回教育振興基本計画審議会	計画(案)について
3月9日(木)	答申	計画(案)について答申
3月10日(金)	第6回教育振興基本計画策定作業部会	計画の最終調整について
3月16日(木)	教育委員会 定例会	計画の決定

喜多方市教育振興基本計画審議会諮問書

28 教 第 192 号

平成28年10月11日

喜多方市教育振興基本計画審議会長 様

喜多方市教育委員会

喜多方市教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法（平成18年法律第120条）第17条第2項の規定に基づき、喜多方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定める喜多方市教育振興基本計画について、喜多方市教育振興基本計画審議会条例（平成28年喜多方市条例第14号）第1条の規定により諮問します。

喜多方市教育振興基本計画審議会答申書

平成29年3月9日

喜多方市教育委員会

教育長 芳賀忠夫 様

喜多方市教育振興基本計画審議会

会長 山崎信子

喜多方市教育振興基本計画について（答申）

平成28年10月11日付け28教第192号で諮問を受けた標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙の喜多方市教育振興基本計画（案）を適当と認め答申します。

なお、下記のとおり本審議会から意見を付しますので、これらに配慮し着実に本計画を推進されるよう求めます。

記

- 1 幼児教育から小学校、中学校への教育のつながりを重視するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれ役割分担のもと連携を図りながら、たくましく生きていく力を身に付けた児童生徒の育成に努めてください。
- 2 生涯にわたって住みよい地域社会づくりに参画できるよう、子どもから高齢者までのあらゆる世代において、自主的・自発的に学習活動やスポーツに取り組める環境と体制の整備に努めてください。
- 3 本市の豊かな自然や歴史・文化を適切に保全していくとともに、それら地域資源や人材を積極的に活用しながら、市民が郷土を理解し誇りと愛着が持てる施策の展開に努めてください。
- 4 本計画に掲げる基本理念と基本目標を達成するためには、市民の理解と協力が必要不可欠であり、市民への周知を十分図り教育への意識を高めるとともに、市民ニーズの的確な把握に努めてください。
- 5 本計画の進捗を意識し定期的な評価を行い、より効果的な事業の実施に努めてください。

喜多方市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市における教育の振興のための施策に係る基本的な計画の策定に関し、必要な事項を調査審議するため、喜多方市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係団体の委員又は職員
- (3) こども園、幼稚園、小学校又は中学校に在園若しくは在学する幼児、児童若しくは生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、同号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

喜多方市教育振興基本計画審議会委員

区 分	氏 名	所属機関・団体等	備 考
1号委員	荻間澤 勇 人	会津大学 上級准教授	
2号委員	山 崎 信 子	喜多方市社会教育委員の会議 議長	会長
2号委員	原 澤 紀 雄	喜多方市公民館運営審議会 会長	
2号委員	瓜 生 敏 男	公益財団法人 喜多方市体育協会 会長	
2号委員	眞 壁 俊 信	喜多方市文化財保護審議会 会長	
2号委員	夏 井 隆 一	喜多方市青少年育成市民会議 副会長	会長職務 代理者
3号委員	真 壁 健 治	喜多方市PTA連絡協議会 会長	
3号委員	國 分 信 人	こども園後援会 代表	
4号委員	神 田 優 子	喜多方市校長会 会長（第二小学校長）	
4号委員	佐久間 雄 彦	喜多方市校長会 副会長（第三中学校長）	
4号委員	瓜 生 玲 子	こども園 園長（第一こども園）	
4号委員	星 克 一	福島県教育庁会津教育事務所 所長	

※「区分」の欄は、喜多方市教育振興基本計画条例第3条第1項の規定による。

喜多方市教育委員会 教育長・教育委員（平成29年3月1日現在）

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	芳 賀 忠 夫	
教育長職務代理者	関 口 高 志	平成29年2月23日まで委員長
委 員	山 口 良 子	平成29年2月23日まで委員長職務代理者
委 員	武 藤 修 吉	
委 員	遠 藤 一 幸	

※ 喜多方市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、平成29年2月24日に新たな教育委員会制度に移行しました。

喜多方市教育振興基本計画策定作業部会設置要綱

（目的）

第1条 喜多方市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、教育部内の連携を図り効率的な策定作業を進めるため、喜多方市教育振興基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する

- （1） 基本計画の原案作成に関すること。
- （2） 基本計画の案の調整に関すること。
- （3） その他、基本計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 作業部会は、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長及び中央公民館長の職にある者をもって組織する。

2 作業部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 作業部会の会議は、部会長が必要に応じ随時招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 作業部会の庶務は、教育総務課において処理する。

（設置期間）

第6条 作業部会の設置期間は、基本計画が決定される日までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日より施行する。

喜多方市教育振興基本計画策定作業部会構成員

職 名	氏 名	備 考
教 育 部 長	外 島 正 弘	部会長
教育総務課長	佐 藤 健 志	
学校教育課長	佐 藤 寅 記	
生涯学習課長	齋 藤 憲 一	
文 化 課 長	原 恵美子	
中央公民館長	鈴 木 善 信	

喜多方市教育振興基本計画

発行日 平成29年 3 月
 発 行 喜多方市教育委員会
 編 集 教育部教育総務課
 〒966-8601
 福島県喜多方市字御清水東7244番地2



喜多方市教育振興基本計画
地域を支え未来を拓く人づくりプラン